

平成 年 月 日

中部運輸局 三重運輸支局長 殿

名 称 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
 住 所 三重県三重郡菰野町大字菰野1227番地1
 代表者の氏名 会長 小林 周平 印

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
 住 所 三重県三重郡菰野町大字菰野1227番地1
 代表者名 会長 小林 周平

2. 登録番号

中三福第83号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧
福祉有償運送 公共交通空白地有償運送	福祉有償運送

(2) 運送の区域の変更

新	旧
福祉有償運送：菰野町 公共交通空白地有償運送：菰野町のうち大字川北、及び大羽根園	菰野町

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
菰野町社会福祉協議会	三重郡菰野町潤田1281番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 11人以上)	普通自動車 (乗車定員 10人以下)	合 計 (軽)
菰野町社会福祉 協議会	所有		2 ()	2 ()
	持込		()	()
	合計		2 ()	2 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
菰野町社会福祉 協議会	所 有	()	1 (1)	()	1 (1)	()	2 (2)
	持 込	()	()	()	()	()	()
	合 計	()	1 (1)	()	1 (1)	()	2 (2)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送		名簿に記載された者
福祉 有償 輸送	○	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	○	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 実施予定日

平成28年2月 1日

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

旅客から収受する対価の種類、額及び適用方法

社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
運送の種別：公共交通空白地有償運送

1. 「運送の対価」の種類及び額及び適用方法

時間制運賃

摘要	額
初乗り15分まで	500円
以後15分ごと	500円

旅客を運送するために旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により算出する。

2. 「運送の対価以外の対価」の種類及び額及び適用方法

なし

3. その他

- ・ 利用者の要請により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、利用者負担とする。
- ・ 道路事情、交通規制等客観的な事情によるとき又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送と異なる場合における当該利用の実費については、利用者負担とする。

以上

中部運輸局三重運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成27年12月22日

名 称 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
住 所 三重県三重郡菰野町大字菰野1227番地1
代表者の氏名 会長 小林 周平



運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（菰野町社会福祉協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1			普通	1 種
2			普通	1 種
3			普通	1 種
4			普通	1 種
5			普通	1 種
6			普通	1 種
7			普通	1 種
8			普通	1 種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書 兼 就任予定乗務者名簿【福祉輸送を行う場合】

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（菰野町社会福祉協議会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成27年12月22日

住 所 三重県三重郡菰野町大字千草 番地
氏 名 福田 雅文



※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	菰野町社会福祉協議会
-------------	------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 菰野町社会福祉協議会 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	福田 雅文	三重県三重郡菰野町大字千草 番地	なし	
2				
3				

▶ 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

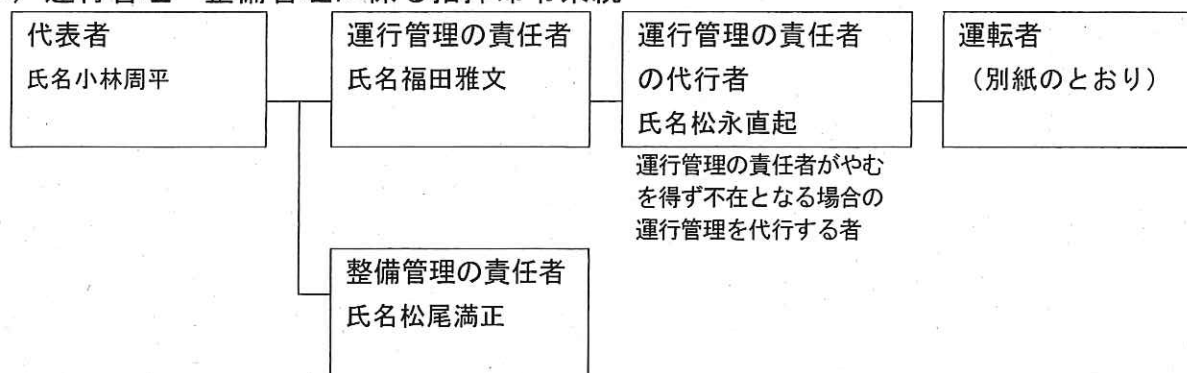
▶ 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

▶ 市町村運営有償運送にあつて運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

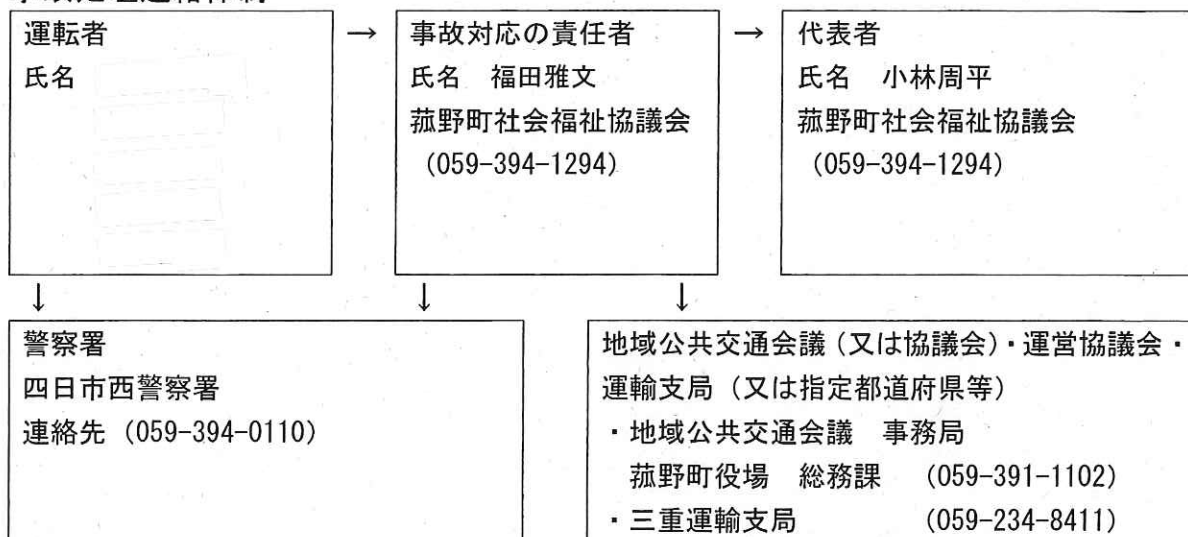
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所
1	松尾 満正	三重県三重郡菰野町大字竹成 番地
2		
3		

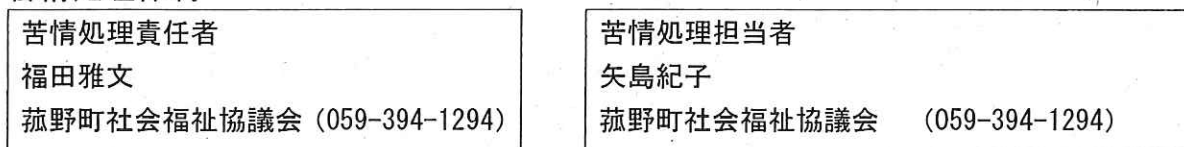
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



中部運輸局三重運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第 79 条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	(無制限) 万円)
対物保険（共済）	(無制限) 万円)

平成 27 年 12 月 22 日

名 称 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
住 所 三重県三重郡菰野町大字菰野 1227 番地 1
代表者の氏名 会長 小林 周平

菰野町のりあい車利用者募集要項

1. のりあい車とは

菰野町では、買い物や掃除などちょっとした高齢者等の日常生活支援を、地域住民の助け合いにより行う活動を推進しています。

のりあい車は、高齢者や障がいのある方など自分で車を運転できない方の移動支援を地域の住民の協力を得て実施するものです。

2. 利用できる方は（下記の項目をすべて満たしている方）

- ①菰野町に住所を有し現に生活している方
- ②障がいのある方又は高齢者の方で、自分で車の運転ができない方
- ③事前に登録し会員名簿に記載された方
- ④上記の方で、のりあい車の運営に理解があり、運行に協力できる方

3. 運行規定

- ①川北と大羽根園の2つの地区をモデル地区として実施する
- ②運行時間は、8時30分～17時までとする
- ③運行は町内としコミュニティバスの利用に配慮した運行を行う
- ④利用は予約制とする
- ⑤認知症状のある方の利用は、家族や介護者又は支援者の協力を得て予約登録等利用上の問題に対し未然防止に努める

4. 会員の申込み方法

菰野町社会福祉協議会に直接又は電話（FAX）で申し込む

5. 実施予定期間

登録完了後から2年間
平成28年2月実施予定

6. お問い合わせ先

菰野町社会福祉協議会 電話 394-1294
菰野町健康福祉課 電話 391-1125